

広島県調理師等研修資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十号

広島県調理師等研修資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県調理師等研修資金貸付規則（平成二十六年広島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「三十歳未満」を「三十五歳未満」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。